別表一の6の項第一号中「全身用X線CT診断装置」の下に「（シングル列を除く。）」を加え、同項第二号中「部位限定X線CT診断装置」の下に「（シングル列を除く。）」を加え、同項第三号中「人体回転型全身用X線CT診断装置」の下に「（シングル列を除く。）」を加え、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号及び第十一号を削り、「

十二　多用途透析装置	」

」を「

九　多用途透析装置	」
十　多用途血液処理用装置	」に改め、第十三号を第十一号とし、第十四号から第六十七号までを二号ずつ繰り上げ、第七十二号から第七十六号までを削り、第七十一号を第七十二号とし、第七十号を第七十一号とし、第六十九号を第七十号とし、

「

六十八　麻酔システム	」を

「

六十六　コンピューテッドラジオグラフ	
六十七　X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフ	」に
六十八　X線平面検出器	
六十九　麻酔システム	

改め、第七十七号を第七十三号とし、第七十八号から第八十号までを四号ずつ繰り上げ、第八十一号及び第八十二号を削り、第八十三号を第七十七号とし、第八十四号から第八十九号までを六号ずつ繰り上げ、「

九十　レーザー処置用能動器具	」

」を「

八十四　レーザー処置用能動器具	
八十五　パルスホルミウム・ヤグレーザ	」

に改め、第九十一号を第八十六号とし、第九十二号から第百五号までを五号ずつ繰り上げ、第百六号及び第百七号を削り、第百八号を第百一号とし、第百九号を第百二号とし、第百十号を第百三号とする。

別表二の3の項から6の項までを削る。

○厚生労働省告示第九十六号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第七条第二項の規定に基づき、平成二十五年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十条第二項第三号ロ及び同令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率は、〇とする。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第九十七号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

過去勤務期間の年数	率
一年	平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合　〇
	平成二十五年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合　〇
二年	〇
三年	〇
四年	〇
五年	〇
六年	〇
七年	〇
八年	〇
九年	〇
一〇年	〇・〇一

○厚生労働省告示第九十八号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、平成二十四年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十四年四月一日以後平成二十五年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十五年八月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十五年四月一日以後平成二十六年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十六年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率は、〇とする。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第九十九号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十四年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十四年四月一日以後平成二十六年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十六年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十五年四月一日以後平成二十六年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十六年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年一パーセントとする。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第百号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十条第二項第二号イの規定に基づき、平成二十五年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第百一号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第三項第一号の規定に基づき、平成二十五年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久